

建設現場の「快適トイレ」設置の特記仕様書

本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」の試行対象案件である。

試行にあたっては『建設現場の「快適トイレ」設置の試行実施要領』に基づき行うものとする。

試行実施要領は新潟県ホームページから入手できる。

(<http://www.pref.niigata.lg.jp/gijutsu/1356857978573.html>)

ただし、快適トイレの手配が困難である場合は、監督員と協議の上、本特記仕様書の対象外とすることができる。